

## 仕様書

### 1 件名

令和5年度「EXPO いくのヒートアッププロジェクト」プロモーション事業業務委託

### 2 目的

本事業は、2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。）の開催を契機に、「万博から人を呼び込もう」を合図に当区が進めている「EXPO いくのヒートアッププロジェクト」の一環として、万博の機運醸成を図るとともに、生野区の魅力を効果的にプロモーションし、万博に集まる人・富・新技術が素通りせず生野区に集積することにより、まちの熱量を上げ、地域経済を活性化させることを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 4 履行場所

大阪市生野区等

### 5 業務内容

上記2に掲げる目的達成に向けて、万博に関する市民等の関心を高めるためには、万博を身近に実感でき、その面白さを体験できる場の提供が大切であると考え、生野区では、万博開催に合わせ、区独自の万博「EXPO いくの」の開催を予定している。

「EXPO いくの」では、万博に関わりたい人たち（区民・NPO・ものづくり企業、商店、クリエイター等）が集い、共創して様々なイベントを開催し、万博に関連した商品やお土産等の開発・生産・販売を行うなど、あたかも生野区のまち全体がひとつのパビリオンとなり、ひいては万博開催後もヒト・モノ・コトが循環することで持続可能で新たな価値を創出し、生野区の地域経済の活性化をめざす。

これらを実現するために、次の（1）～（3）の業務を委託するものである。

#### （1）万博の機運醸成の担い手となる個人や団体、企業等ネットワークの構築

- ① 個人や団体、企業等のネットワークづくりを推進するため、生野区の地域特性を踏まえたテーマ（下記ア～エ）によるイベントをそれぞれ1回以上（計4回以上）企画・実施すること。

ア ものづくりに関すること

イ 多文化共生に関すること

ウ 食に関すること

エ 教育・こどもに関すること

- ② 上記①に加え、個人や団体、企業等のネットワークづくりのための様々なアイデアを提案し、それらのネットワークづくりを推進し構築すること。

- ③ 構築したネットワークの連携強化を図り、関係者が共創できるように支援すること。

(2) 効果的なプロモーション・PR等

- ① SNSの活用や、広告の発信、デジタルサイネージを活用するなど、創意工夫を凝らして、ターゲットを下記(3)のWEBサイトに誘導すること。
- ② 万博を身近に感じ、興味を持つ人を増やすために、誰もが参加できる万博500日前のイベントを企画・実施すること。ただし、上記(1)のイベントとは別のものとする。
- ③ その他、生野区の魅力(ヒト・モノ・コト・マチ)を全国及び世界に向けて広くプロモーションすること。
- ④ 受注者によるものに限らず、生野区内での万博に関するイベント開催時には、発注者と協議の上、開催告知や開催の様子も含めて記事として下記(3)のWEBサイトに掲載すること。

(3) WEBサイトの構築・保守管理

**【構築業務】**

- ① 万博に関する情報発信のためのWEBサイト「(仮称) EXPOいくのヒートアッププロジェクトポータルサイト」を構築すること。
- ② レイアウトやデザイン、コンテンツ等については、発注者と協議のうえ決定すること。
- ③ スマートフォンやタブレットでの閲覧にも対応し、大阪市ホームページウェブアクセシビリティ方針に準拠すること。
- ④ WEBサイトは月に1回以上更新すること。
- ⑤ ページ閲覧のしやすさ・特集記事の読みやすさに留意するなど、閲覧者が直帰・早期離脱しないように工夫すること。

**【保守管理業務】**

- ① WEBサイトを公開するために必要なサーバーの使用環境の提供及び各種設定等の業務を行うこと。
- ② WEBサイトの適切な運営に関する業務を行うこと。
- ③ WEBサイトに関するアクセスログ解析業務を行うこと。
- ④ WEBサイトのドメイン維持業務を行うこと。
- ⑤ WEBサイトの軽微な修正業務を行うこと。
- ⑥ WEBサイトの技術的な問題が発生した場合に、その解決に向けた対応を行うこと。
- ⑦ その他、本仕様書において明示なき事項または疑義が生じた事項については、その都度、発注者と協議すること。

## 6 実施について

- (1) 本委託業務を総括する責任者を置き、発注者と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 本委託業務に必要な資機材は、受注者が用意すること。
- (3) 月1回以上、発注者との企画会議を生野区内で開催し、発注者と協議のうえ、上記5(1)～(3)にかかる企画実施内容等について決定すること。なお、企画会議の結果については、受注者で取りまとめのうえ、速やかに発注者に報告すること。
- (4) 本委託業務について SNS での発信回数、WEB サイト記事の閲覧数、閲覧者の属性等の分析数値等を、発注者の求めに応じて報告すること。また分析結果に応じて、閲覧者の傾向などを把握し、発注者に対してその都度改善案を示すとともに、以後の WEB サイト記事の制作やネットワーク構築、広報・プロモーションに随時適切に反映させること。

## 7 成果目標（成果の評価指標と達成数値）について

上記5(1)～(3)の各業務について、評価指標としての項目、達成数値及び成果目標のカウントの方法を、企画提案書で提案した内容に合わせて設定し、業務を実施すること。なお、企画提案時に設定する評価指標の達成数値及び成果目標については、各実施内容に見合うものであることを説明できるものとする。

## 8 実施計画書等必要資料の作成及び提出

- (1) 実施計画書（業務内容、全体スケジュール等）を提出すること。  
実施計画書には、各事業について、実施場所、実施時期、手法、成果目標等の企画内容を具体的に記載すること。
- (2) 企画内容については、多くの市民が興味を持ち参加が期待できるものとする。
- (3) 企画内容について受注者の都合による変更は認めない。

## 9 成果品

発注者が指定する方法により、成果品として提出すること。

- (1) 本委託業務において作成したサイトデータ・動画データ、収集した素材データ等
- (2) WEB サイト操作マニュアル
- (3) イベント実施報告書

## 10 成果品の利用及び著作権

- (1) 発注者は、本業務で作成された成果品を期間の制限なく無償でインターネット、印刷物、講演・講習、放送番組などのあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布等）することができるものとする。
- (2) 発注者は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受注者は、本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務において作成した成果品等は、発注者に帰属するものとする。受注者は発注者の許可なく使用してはならない。

## 11 事業報告

委託業務終了後、発注者が指定する方法により委託事業完了報告書を提出すること。

## 12 再委託について

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - ・ 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先等を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

## 13 その他

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者において十分に協議し決定すること。
- (2) 受注者は、業務実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。なお、取得した個人情報及び法人情報は、本市に帰属するものとし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）を踏まえて適正に管理すること。
- (3) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵

守ること。

- (4) 受注者は、従事者が様々な人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。
- (5) 受注者は、業務完了後、発注者を含め受注者以外の者でも簡便に各情報媒体の運営業務を継続することができるよう、運用マニュアル等を作成のうえ、適切に引継ぎを行うこと。サーバー移転が生じる場合のデータ移行作業については、受注者が行うものとし、移行内容については発注者が指示する。